

令和6年度 東松山市まちづくりサポート事業のご案内

募集期間 令和6年1月15日(月)～ 3月15日(金)

(2024年1月15日～3月15日)

※申請する団体は、必ず事前に「提案書」を提出してください。

また、正式な申請書の提出は、令和6年度予算が成立した後となります。

〈まちづくりサポート事業とは?〉

地域における課題の解決や地域の魅力の向上を図るため、NPO法人や市民活動団体が実施する地域貢献事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、市民と行政との協働のまちづくりを進めます。

1 補助金の交付対象となる団体

次の(1)～(6)の要件を満たすNPO法人もしくは市民活動団体が補助金交付対象の団体となります。ここでいう「市民活動団体」に、自治会等の地縁団体は含みません。

- (1) 5人以上で構成されている団体
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で公益的事業を行う団体
- (3) 運営規約、会則等を有する団体
- (4) 政治活動及び宗教活動並びに営利を目的としない団体
- (5) 暴力団でない団体及び当該団体の構成員の統制下でない団体
- (6) その他公益を損なわないと市長が認めた団体

○ 営利を目的としないとは?

「営利を目的としない」とは、すべての活動が無償で行わなければならない...ということではありません。仮に、その活動の中で収益が生じた場合には、それを団体の構成員などには分配せず、本来の社会貢献活動に充てていくということです。簡単に言えば、「利益を分配しない」ということです。

埼玉県NPO情報ステーションHPより抜粋

2 補助金の交付対象となる事業

次の(1)～(3)の条件すべてに該当する事業を補助金交付対象の事業とします。

- (1) 地域課題の解決、または地域の魅力向上に寄与する事業で、かつ継続的に取り組む必要がある事業
- (2) 令和6年度内(2025年3月24日まで)に完了する事業
- (3) 事業実施にあたり、市との協力関係を明示する協定書が締結できる事業

3 補助限度額等

交付年度	限度額	補助率
1年目	40万円	補助対象経費の4/5
2年目	30万円	補助対象経費の3/5
3年目	20万円	補助対象経費の2/5

- ・同一事業に対する補助金の交付は3年間を限度とします。
- ・補助金の採択は、原則として1団体につき1事業とします。
- ・国、県、その他の公共団体から補助金等を受けて事業を実施する場合は、補助対象経費から当該補助金分を差し引いた上で、補助金を計算します。
- ・まちづくりサポート事業補助金以外の市補助金が利用できる場合には、当該補助金を活用することはできません。

4 補助金の交付対象とならない経費

次の(1)～(3)の経費は、補助対象経費から除外します。

- (1) 団体運営のための必要経費
…電話料金、インターネット接続料、団体の事務所等の賃借料、ガソリン代等
- (2) 団体構成員の人件費及び食料費
…会議のお茶代、団体構成員への講師謝金等
- (3) その他市長が不相当と認めた経費
…団体構成員の保険料、交付決定前に実施した事業の費用等

5 審査委員会による審査

次の(1)～(5)に掲げる項目を審査基準とし、庁内の審査委員会が提案事業の審査を行います。事業実施の採択によって、補助対象事業の実施が決定されます。

- (1) 公共性＝社会または不特定多数の者の利益につながるもの
- (2) 独自性＝独自の発想または新たな視点によるもの
- (3) 発展性＝波及効果または新たな展開が期待できるもの
- (4) 実現性＝計画及び費用が実現可能で妥当なもの
- (5) 自立性＝自立できることが期待できるもの

6 令和6年度の採択優先事業

令和6年度の審査に当たっては、当市のまちづくりにおける以下の重点テーマに深く関わる提案事業を採択優先事業とします。

- (1) 子ども分野
…子育てのしやすい環境づくり、青少年の健全育成、乳幼児期における支援
- (2) 健康福祉分野
…健康づくりの推進、高齢者・障がい者の支援
- (3) 環境分野
…環境に配慮した施策の推進
- (4) 生活基盤分野
…快適に暮らせる安全のまちづくり（防災・減災）
- (5) 活性化分野
…農業・商業・観光の振興、産業振興と就労支援
- (6) 協働分野
…生涯学習・生涯スポーツの推進、文化・芸術の推進、文化財の保護

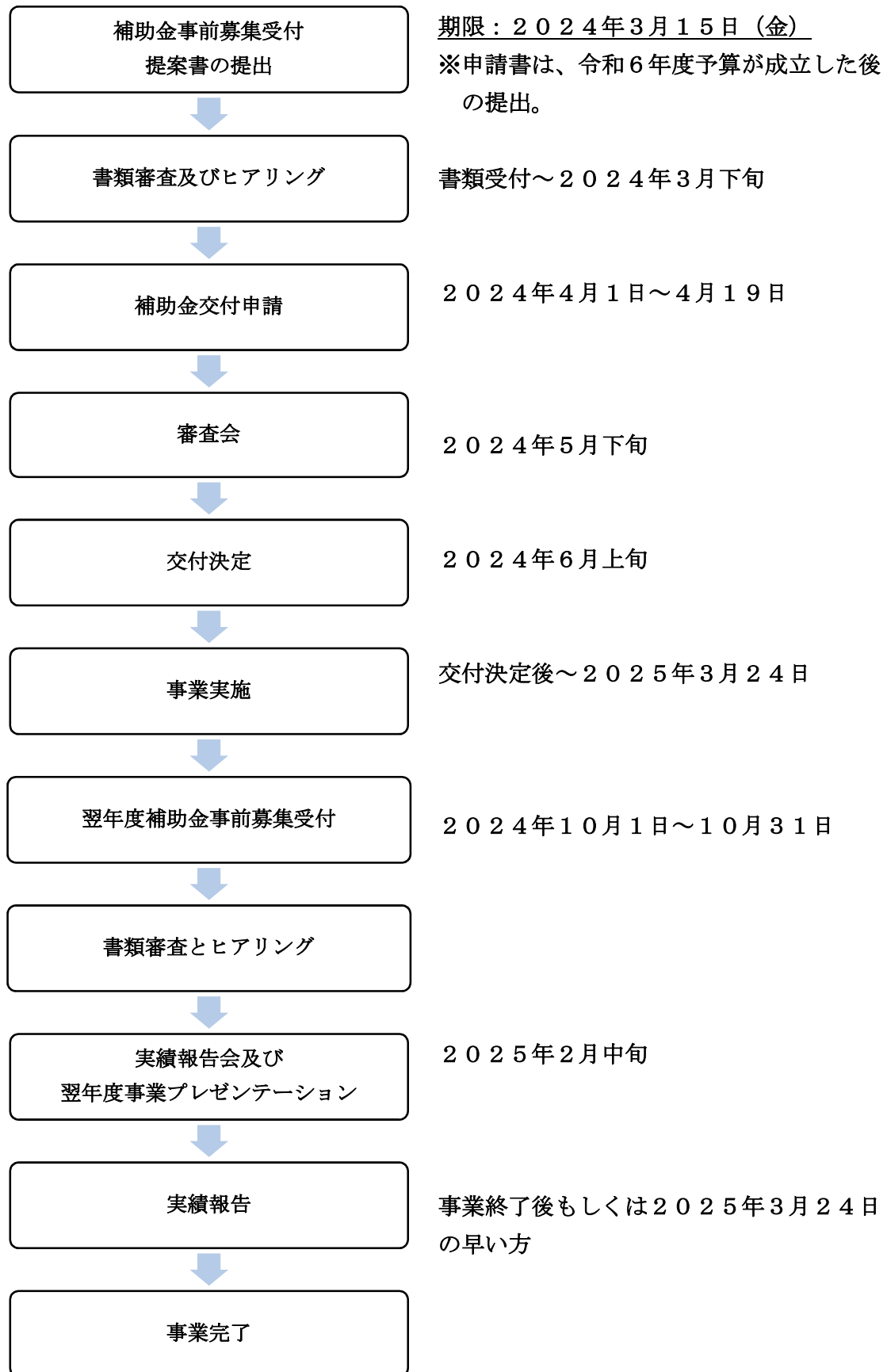
7 応募方法

- (1) 応募期間 令和6年1月15日（月）～3月15日（金）
（2024年1月15日～3月15日）
- (2) 提出書類 提案書、運営規則・会則等、会員名簿、活動内容の分かる資料
※提出された書類は、お返ししませんので必ずコピーを取っておいてください。
- (3) 提出先 地域支援課（市役所本庁舎2階）
月曜日から金曜日 8時30分～17時15分

○ 提出書類作成上の注意

- (1) 提案書は、指定の用紙を使用し、レイアウト（A4）やページ数を変更せず作成してください。
- (2) 記入方法は、文字の大きさは、10ポイント程度で作成してください。
- (3) 手書きで記入する場合は、黒または青色のボールペン等をお使いください。
（鉛筆や消えるボールペン不可）

8 手続き（新規申請）



9 注意事項

- (1) 郵送による応募は受け付けていません。書類は、必ず内容等のわかる方が持参してください。事前の事業内容等の相談も受け付けています。
- (2) 事業の実施には、自己負担分が生じます。自己負担分が生じても実施可能な事業の計画をお願いします。
- (3) 補助金交付決定日以降に事業の開始は可能です。交付決定前に支出された経費は補助対象外となります。
- (4) 補助金のお支払いは、原則として事業完了後になります。概算払を希望される場合は、地域支援課までご相談ください。
- (5) 補助金交付決定額が交付上限額となります。実績によっては補助額を減額することがありますが、増額することはありません。
- (6) 申請書様式は市ホームページからダウンロードできます。また、窓口で配布することも可能ですので、地域支援課へお問い合わせください。
- (7) 本補助金の対象は、主に新規事業となります。団体が継続して実施している事業は対象とならない可能性があります。また、既に他の市補助金の交付を受けている場合も対象外です。
- (8) 事業実施の際に作成する印刷物等には「令和6年度東松山市まちづくりサポート事業」と表記してください。
- (9) 補助対象となる事業であっても、全体の提案事業額の合計が予算額を上回った場合には、審査委員会で実施すべき事業の優先順位を付し、上位の事業から採択することとします。

10 問い合わせ・受付窓口

東松山市 市民生活部 地域支援課 電話：23-2221（内線 259）